

議 案 参 考 資 料

平成30年6月 定例会

(目 次)

○大村市税条例等の改正概要(第42号議案関係)	(1)
○大村市税条例(新旧対照表)(第1条関係)(第42号議案関係)	(6)
○大村市税条例(新旧対照表)(第2条関係)(第42号議案関係)	(3 9)
○大村市税条例(新旧対照表)(第3条関係)(第42号議案関係)	(4 0)
○大村市税条例(新旧対照表)(第4条関係)(第42号議案関係)	(4 1)
○大村市税条例(新旧対照表)(第5条関係)(第42号議案関係)	(4 3)
○大村市税条例等の一部を改正する条例(平成27年大村市条例第50号) (新旧対照表)(第6条関係)(第42号議案関係)	(4 6)
○大村市都市計画税条例(新旧対照表)(第7条関係)(第42号議案関係)	(4 9)
○大村市都市計画税条例(新旧対照表)(第8条関係)(第42号議案関係)	(5 4)
○大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の改正概要(第43号議案関係)	(5 5)
○大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例(平成29年大村市条例第15号)(新旧 対照表)(第43号議案関係)	(5 6)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 概要(第44号議案関係)	(5 8)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(新旧 対照表)(第44号議案関係)	(5 9)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 改正概要(第45号議案関係)	(6 4)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (新旧対照表)(第45号議案関係)	(6 5)
○大村市中学校給食センター関係図面(第46号議案関係)	(6 6)
○大村市学校給食センター条例(新旧対照表)(第46号議案関係)	(6 8)

○大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の改正概要（第４７号議案関係）	（６９）
○大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第４７号議案関係）	（７０）
○中心市街地複合ビル第２期改修建築工事平面図（第４８号議案・第４９号議案関係）	（７１）
○入札結果（第４８号議案関係）	（７７）
○入札結果（第４９号議案関係）	（７８）
○消防ポンプ自動車図面（第５０号議案関係）	（７９）
○物品等入札状況調書（第５０号議案関係）	（８０）
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正概要（第５１号議案関係）	（８１）
○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第５１号議案関係）	（８２）
○大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）（第５２議案関係）	（８６）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第５３号議案関係）	（８７）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第５３号議案関係）	（８８）
○公用車の交通事故について（報告第３号関係）	（９０）
○広域農道上の自動車破損事故について（報告第４号関係）	（９２）

大村市税条例等の改正概要（第42号議案関係）

1 個人市民税の非課税の範囲の拡大

(1) 障害者等に係る市民税の非課税基準の改正

（税条例第17条第1項関係）（施行日：平成33年1月1日）

障害者、未成年者、寡婦及び寡夫のうち、前年の合計所得金額が135万円（改正前：125万円）以下の者は、市民税を非課税とする。

(2) 市民税（均等割）の非課税基準の改正

（税条例第17条第2項関係）（施行日：平成33年1月1日）

市民税の均等割のみが課される者に係る非課税基準を10万円引き上げる。

前年の所得金額が次の表の式により計算して得た額以下である場合は、非課税

改正前	28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族＋1）	+16万8千円
改正後	28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）	+16万8千円+10万円

※あみかけ部分は、控除対象配偶者（改正後：同一生計配偶者）又は扶養親族がある場合に加算される額

【計算の例】

本人＋控除対象配偶者（同一生計配偶者）＋扶養親族の合計数	均等割非課税所得	
	改正前	改正後
1人	280,000円	380,000円
2人	728,000円	828,000円
3人	1,008,000円	1,108,000円

(3) 市民税（所得割）の非課税基準の改正

（税条例附則第12項関係）（施行日：平成33年1月1日）

市民税の所得割が課される納税義務者に係る非課税基準を10万円引き上げる。

前年の所得金額が次の表の式により計算して得た額以下である場合は、非課税

改正前	35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族＋1）	+32万円
改正後	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）	+32万円+10万円

※あみかけ部分は、控除対象配偶者（改正後：同一生計配偶者）又は扶養親族がある場合に加算される額

【計算の例】

本人＋控除対象配偶者（同一生計配偶者）＋扶養親族の合計数	所得割非課税所得	
	改正前	改正後
1人	350,000円	450,000円
2人	1,020,000円	1,120,000円
3人	1,370,000円	1,470,000円

2 基礎控除に関する改正

(1) 基礎控除額に関する改正

給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除に振り替えられることに伴い、給与所得控除、公的年金等控除等の控除額を10万円引き下げ、基礎控除額を10万円引き上げる。

前年の合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	33万円 (所得制限なし)	43万円
2,400万円超、2,450万円以下		29万円
2,450万円超、2,500万円以下		15万円
2,500万円超		なし

(2) 基礎控除の適用を受けるための所得要件の追加

(税条例第26条の2、第26条の5関係)(施行日：平成33年1月1日)

前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除(所得控除)及び調整控除(税額控除)を適用しないこととする。

3 たばこ税に関する改正

(1) 加熱式たばこの課税標準に関する規定の追加

(税条例第76条関係)(施行日：平成30年10月1日以降段階的に改正)

改正前の 換算方法	加熱式たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算し、課税する。 ※加熱式たばこは、現在、パイプたばこに位置付けられている。	
改正後の 換算方法	H30.10/1	改正前の換算方法×0.8+改正後の換算方法×0.2
	H31.10/1	改正前の換算方法×0.6+改正後の換算方法×0.4
	H32.10/1	改正前の換算方法×0.4+改正後の換算方法×0.6
	H33.10/1	改正前の換算方法×0.2+改正後の換算方法×0.8
	H34.10/1	改正後の換算方法×1.0

※改正後の換算方法(加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算方法)

$$\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.4\text{g}} \times 0.5$$

$$+ \frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均価格}} \times 0.5$$

(2) たばこ税の税率に関する改正

(税条例第77条関係)(施行日：平成30年10月1日以降段階的に改正)

1,000本当たりのたばこ税の税率を次のとおり改正する。

施行日	現行	H30.10/1	H32.10/1	H33.10/1
税率	5,262円	5,692円	6,122円	6,522円

4 わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の項目の細分化及び追加

（税条例附則第 10 項の 2、第 10 項の 5、第 10 項の 7、第 10 項の 9、第 10 項の 10、第 10 項の 14～18、第 10 項の 26）（施行日：公布の日）

地方税法の改正により、わがまち特例（地方税法で一律に定めていた課税標準の特例割合を同法の定める範囲内で地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる仕組み）を定めることができる項目の細分化及び追加がされたことに伴い、次の項目に係る固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定める。

	項目 (対象資産)	法改正前	法改正後	
			法で定める 特例割合の範囲	条例で定める割合
(1)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された水質汚濁防止法に規定する特定施設若しくは指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設(附則第 10 項の 2) ※河川等へ直接排水していた排水の水質を改善する施設	3 分の 1 ※条例の適用	3 分の 1 以上 3 分の 2 以下 (参酌基準:2 分の 1)	<u>2 分の 1</u>
(2)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得された特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設(附則第 10 項の 5)	3 分の 2 ※条例の適用	3 分の 2 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準:4 分の 3)	<u>4 分の 3</u>
(3)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設のうち、指定避難施設避難用部分(附則第 10 項の 7)	2 分の 1 ※条例の適用	2 分の 1 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準:3 分の 2)	<u>3 分の 2</u>
(4)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設のうち、協定避難用部分(附則第 10 項の 9)	2 分の 1 ※条例の適用	3 分の 1 以上 3 分の 2 以下 (参酌基準:2 分の 1)	<u>2 分の 1</u>
(5)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設に附属する避難の用に供する誘導灯、誘導標識等の指定避難用償却資産（新たに固定資産税が課されることとなった年度から 5 年度分の固定資産税に限る。）(附則第 10 項の 10)	2 分の 1 ※条例の適用	2 分の 1 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準:3 分の 2)	<u>3 分の 2</u>

(6)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、次に掲げる設備 (1) 特定水力発電設備(出力 5,000 キロワット以上)(附則第 10 項の 14) (2) 特定地熱発電設備(出力 1,000 キロワット未満)(附則第 10 項の 15) (3) 特定バイオマス発電設備(出力 10,000 キロワット以上 20,000 キロワット未満)(附則第 10 項の 16)	2 分の 1 ※条例の適用	2 分の 1 以上 6 分の 5 以下 (参酌基準:3 分の 2)	<u>3 分の 2</u>
(7)	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に取得された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、次に掲げる設備 (1) 特定太陽光発電設備(出力 1,000 キロワット以上)(附則第 10 項の 17) (2) 特定風力発電設備(出力 20 キロワット未満)(附則第 10 項の 18)	3 分の 2 ※条例の適用	12 分の 7 以上 12 分の 11 以下 (参酌基準:4 分の 3)	<u>4 分の 3</u>
(8)	中小事業者又は中小企業者が生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に認定先端設備等導入計画に従って取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)した先端設備等に該当する機械、装置、工具、器具、備品等(新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限る。)(附則第 10 項の 26)	2 分の 1 ※法の適用	0 以上 2 分の 1 以下 (参酌基準:なし)	0

※(8)の項目(対象資産)については、生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日に施行する。

5 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の申告に関する規定の追加

(税条例附則第10項の41、都市計画税条例附則第5項)(施行日：公布の日)

地方税法の改正に伴い、音楽、舞踊、演劇等（以下「実演芸術」）の公演を行う劇場、演芸場、公会堂等の施設（主に実演芸術を行うことにつき、文部科学大臣の認定を受けたものに限る。）について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定める基準に適合する改修工事を行った場合、当該施設に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1に相当する金額を2年度分減額する措置が平成32年3月31日まで講じられることとなったため、当該措置の適用を受けようとする者がする申告に関する規定を追加する。

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
（年当たりの割合の基礎となる日数） 第13条 前条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第34条第1項及び第4項、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項並びに第127条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。	（年当たりの割合の基礎となる日数） 第13条 前条、第32条第2項、第32条の6第3項、第32条の7第2項、第34条、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項及び第127条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
（市民税の納税義務者等） 第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 （1）～（5）略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第32条の6第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	（市民税の納税義務者等） 第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。 （1）～（5）略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第35条の規定により課する	（個人の市民税の非課税の範囲） 第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第35条の規定によって課す

改正後	改正前		
所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （均等割の税率） 第24条 略 2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 3・4 略 （所得控除） 第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額	略	る所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （均等割の税率） 第24条 略 2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 3・4 略 （所得控除） 第26条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額	略
略			
略			

改正後	改正前
を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第26条の5 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第26条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 略 (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>には</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算	を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第26条の5 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第26条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第26条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ 略 (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）の100分の3に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合 <u>においては</u>、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

改正後	改正前
した金額 イ 略 (市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 略 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規	を加算した金額 イ 略 (市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の6の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 略 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規

改正後	改正前
定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、施行規則第5号の5の2様式又は施行規則第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第2号に掲げる者に3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利	定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、施行規則第5号の5の2様式又は施行規則第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第2号の者に3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

改正後	改正前
用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （特別徴収義務者） 第32条の5の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。 （年金所得に係る仮特別徴収税額等） 第32条の5の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同	用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （特別徴収義務者） 第32条の5の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。 （年金所得に係る仮特別徴収税額等） 第32条の5の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節にお

改正後	改正前
じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 3 第32条の5の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第32条の5の3中「前条第1項」とあるのは「第32条の5の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付) 第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法	いて同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 3 第32条の5の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第32条の5の3中「前条第1項」とあるのは「第32条の5の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付) 第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

改正後	改正前
人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない	2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない

改正後	改正前
い。 6 略 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略 8 略 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第	い。 4 略 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略 6 略 7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第

改正後	改正前
3項及び第34条第4項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に	3項及び第34条第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

改正後	改正前
到達したものとみなす。 (市民税の減免) 第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対しては、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 (6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人 (7) 略 2・3 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 第32条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は	(市民税の減免) 第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対しては、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 (7) 略 2・3 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正後	改正前
令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 3 第32条の7第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を	2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞

改正後	改正前
加算して納付しなければならない。 5 第32条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 6 第32条の7第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。 （特別徴収税額の納入の義務等） 第35条の6 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣	金額を加算して納付しなければならない。 （特別徴収税額の納入の義務等） 第35条の6 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣

改正後	改正前
が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産税の納税義務者等) 第36条 略 2～10 略 11 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (製造たばこの区分) 第74条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。 (1) 喫煙用の製造たばこ ア 紙巻たばこ イ 葉巻たばこ ウ パイプたばこ エ 刻みたばこ オ 加熱式たばこ (2) かみ用の製造たばこ (3) かぎ用の製造たばこ	が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 (固定資産税の納税義務者等) 第36条 略 2～10 略 11 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

改正後	改正前
(市たばこ税の納税義務者等) 第74条の2 略 (製造たばことみなす場合) 第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 (たばこ税の課税標準) 第76条 たばこ税の課税標準は、第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第80条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄	(市たばこ税の納税義務者等) 第74条 略 (たばこ税の課税標準) 第76条 たばこ税の課税標準は、第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつ

改正後	改正前																								
に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。	て喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2 グラム</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1 グラム	イ パイプたばこ	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>重量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td><td></td></tr> <tr> <td>ア パイプたばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>イ 葉巻たばこ</td><td>1 グラム</td></tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td><td>2 グラム</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア パイプたばこ	1 グラム	イ 葉巻たばこ	1 グラム	ウ 刻みたばこ	2 グラム	略	
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1 グラム																								
イ パイプたばこ	1 グラム																								
ウ 刻みたばこ	2 グラム																								
略																									
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア パイプたばこ	1 グラム																								
イ 葉巻たばこ	1 グラム																								
ウ 刻みたばこ	2 グラム																								
略																									
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000																									

改正後	改正前
で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。) イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第74条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨	3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

改正後	改正前
てるものとする。 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。 (たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。 (たばこ税の課税免除) 第78条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなし	(たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。 (たばこ税の課税免除) 第78条 略 2 略 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなし

改正後	改正前
て、第74条の2の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 附 則 1～4 略 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例) 5. 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定	て、第74条の規定を適用する。 (たばこ税の申告納付の手続) 第80条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 附 則 1～4 略 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例) 5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定

改正後	改正前
資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第34	資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第34

改正後	改正前
9条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。 5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	9条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

改正後	改正前
5の6 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例） 6 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 （土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 7 附則第5項から前項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（前項の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項） 8～8の3 略	5の6 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例） 6 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 （土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 7 附則第5項から前項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（附則第6項の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項） 8～8の3 略

改正後	改正前
(特別土地保有税の課税の特例) 9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等（附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。 9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 9の3～10 略 10の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の3 略 10の4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で	(特別土地保有税の課税の特例) 9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等（附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。 9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 9の3～10 略 10の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 10の3 略 10の4 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の5 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で

改正後	改正前
定める割合は、4分の3とする。 10の5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10の6 略 10の7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10の8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 10の10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10の11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の12 略 10の13 略 10の14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10の15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10の16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10の17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	定める割合は、4分の3とする。 10の6 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10の7 略 10の8 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の9 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の10 略 10の11 略

改正後	改正前
10の18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	
10の19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	10の14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10の22 略	10の15 略
10の23 略	10の16 略
10の24 略	10の17 略
10の25 略	10の18 略
10の26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	
10の27 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10の19 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)	(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)
10の28 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年	10の20 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年

改正後	改正前
度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 10の29 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 10の30 略 10の31 略 10の32 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 10の33 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要	度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 10の21 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 10の22 略 10の23 略 10の24 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 10の25 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要

改正後	改正前
する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 10の34 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 10の35 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 10の36 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略	する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 10の26 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 10の27 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 10の28 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略

改正後	改正前
(4) 令附則第 1 2 条第 2 1 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 2 2 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 1 0 の 3 7 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 2 9 項に規定する補助金等 (6) 略 1 0 の 3 8 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 1 0 の 3 9 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了	(4) 令附則第 1 2 条第 3 0 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 1 0 の 2 9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 8 項に規定する補助金等 (6) 略 1 0 の 3 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 1 0 の 3 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了

改正後	改正前
した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 略 10の40 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 10の41 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を	した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等 (6) 略 10の32 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略

改正後	改正前
証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別 (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (延滞金の割合等の特例) 1 1 当分の間、第12条、第32条第2項、第32条の6第5項、第32条の7第2項、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項及び第127条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準	(延滞金の割合等の特例) 1 1 当分の間、第12条、第32条第2項、第32条の6第3項、第32条の7第2項、第35条の11第2項、第52条第2項、第80条第5項、第83条第2項、第126条第2項及び第127条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準

改正後	改正前
割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 11の2 当分の間、第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 11の3 略 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 12 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 13～21の3 略 21の3の2 附則第21項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 11の2 当分の間、第34条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 11の3 略 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 12 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 13～21の3 略 21の3の2 附則第21項の2（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

改正後	改正前
21の4～33の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 34 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に附則第11項の2の規定により第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を附則第11項の2に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び附則第11項の2の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。	21の4～33の2 略 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 34 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に附則第11項の2の規定により第34条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び附則第11項の2の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

改正後	改正前
3 4 の 2 ～ 4 1 略	3 4 の 2 ～ 4 1 略

大村市税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
（たばこ税の課税標準） 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3）略 4～10 略 附 則 1～10の23 略 10の24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10の26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 10の27～41 略	（たばこ税の課税標準） 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3）略 4～10 略 附 則 1～10の23 略 10の24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10の25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 10の26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 10の27～41 略

大村市税条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準) 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ 略 4～10 略 (たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。	(たばこ税の課税標準) 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ 略 4～10 略 (たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

大村市税条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準) 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 略	(たばこ税の課税標準) 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 4～10 略

改正後	改正前
(たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。	(たばこ税の税率) 第77条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

大村市税条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前
（製造たばことみなす場合） 第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	（製造たばことみなす場合） 第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第76条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

改正後	改正前
(1) 略 (2) 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第74条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 略 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 略 (3) 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第74条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 6 略 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

改正後	改正前
9 略	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 10 略

大村市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年大村市条例第５０号）（新旧対照表）（第６条関係）

改正後	改正前
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第６条 略 ２ 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、大村市税条例第７７条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （１）・（２）略 （３）平成３０年４月１日から平成３１年９月３０日まで １，０００本につき４，０００円 ３ 略 ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（大村市税条例第７４条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻	附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第６条 略 ２ 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第７７条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （１）・（２）略 （３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで １，０００本につき４，０００円 ３ 略 ４ 平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第７４条第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品

改正後	改正前												
たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。 ５～１２ 略 １３ 平成３１年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき１，６９２円とする。 １４ 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第５項</td><td>前項</td><td>第１３項</td></tr><tr><td></td><td>附則第２０条第４項</td><td>附則第２０条第１４項にお</td></tr></table>	第５項	前項	第１３項		附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項にお	を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。 ５～１２ 略 １３ 平成３１年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき１，２６２円とする。 １４ 第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第５項</td><td>前項</td><td>第１３項</td></tr><tr><td></td><td>附則第２０条第４項</td><td>附則第２０条第１４項にお</td></tr></table>	第５項	前項	第１３項		附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項にお
第５項	前項	第１３項											
	附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項にお											
第５項	前項	第１３項											
	附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項にお											

改正後			改正前		
		いて準用する同条第4項			いて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日		平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
略			略		

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第7条関係）

改正後	改正前
附 則 1～4 略 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別	附 則 1～4 略

改正後	改正前
(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日 (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例) 6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3	(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例) 5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3

改正後	改正前
までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度	までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分

改正後	改正前
分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 11 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例） 12 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 （土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度	の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 10 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例） 11 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 （土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度

改正後	改正前
分の都市計画税の特例に関する用語の意義) 13 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項、第10項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 (読替規定) 14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	分の都市計画税の特例に関する用語の意義) 12 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項、第9項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。 (読替規定) 13 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第8条関係）

改正後	改正前
附 則 1・2 略 （法附則第15条第43項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 5～13 略 （読替規定） 14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	附 則 1・2 略 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） 3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第45項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 5～13 略 （読替規定） 14 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正概要
(第43号議案関係)

1 改正の理由

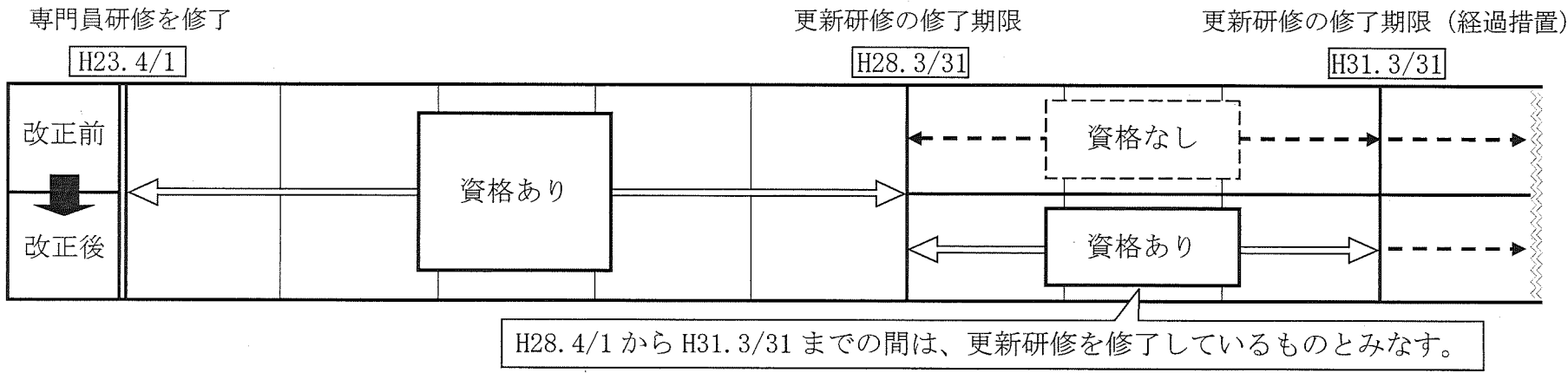
地域包括支援センターに置く職員に関する基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で定める基準に従って市の条例で定めており、当該省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

改正前の条例では、主任介護支援専門員が条例の経過措置で定める修了期限までに主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」）を修了しなかった場合、主任介護支援専門員研修（以下「専門員研修」）を修了した日から起算して5年を経過した日以降は、主任介護支援専門員の資格がないまま業務に当たっていたことになるため、経過措置の期間内は、当該資格が有効となるよう改正を行うものである。

※主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員の資質の向上を図るため、平成28年4月に創設された。

改正のイメージ（平成23年4月1日に専門員研修を修了し、平成31年3月31日までに更新研修を修了しなかった場合）



3 施行日

公布の日

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年大村市条例第15号）（新旧対照表）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 平成26年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、この条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号に規定する日までの間に介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了しているものとみなす。 3 前項の規定により新条例第4条第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 平成26年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。 3 前項の規定により新条例第4条第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

改正後	改正前
介護支援専門員更新研修を修了した日とする。 4～6 略	4～6 略

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第44号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、当該省令に従って本市の条例で定める事項について、以下のとおり改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 連携施設の確保に関する規定の改正（第6条関係）

家庭的保育事業者等は、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合において、代替保育を提供する保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」）を確保しなければならないが、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって一定の要件を満たすと認めるときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から代替保育を確保できることとする。

(2) 食事の提供に関する規定の改正

① 搬入施設の追加（第16条関係）

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者に対し食事を搬入することができる施設（搬入施設）として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち一定の要件を満たす者として市が適当と認めるものを追加する。

② 自園調理義務に関する経過措置の追加（附則第2条関係）

家庭的保育事業者には、事業所内で調理する方法（以下「自園調理」）により食事を提供する義務（以下「自園調理義務」）があるが、改正前の条例では、条例の施行日（平成27年4月1日）以後に家庭的保育事業の認可を受けた場合は、条例の経過措置により、同日から平成32年3月31日まで自園調理義務に関する規定を適用しないことができることとしていた。

今回の改正により、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、条例の施行日以後に家庭的保育事業の認可を受けた場合は、自園調理に必要な体制の確保についての努力義務を課しつつ、平成27年4月1日から平成37年3月31日まで自園調理義務に関する規定を適用しないことができることとする。

※ 家庭的保育者 保育士の資格を有する者のほか、保育を行う者として市長が適当と認める者をいう。

※ 家庭的保育事業者 主に3歳未満児を対象として、家庭的保育者の居宅等において、少ない定員（5人以下）で保育を行う事業（家庭的保育事業）を行う者をいう。

3 施行日

公布の日

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 略 2～4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。））、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第5条 略 2～4 略 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 略 (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。））、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保し

改正後	改正前
設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。 (3) 略 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。 (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型	なければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) 略 (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。 (3) 略

改正後	改正前
又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。） (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 （食事の提供の特例） 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) 略 (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） （連携施設に関する特例） 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	（食事の提供の特例） 第16条 略 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)～(3) 略 （連携施設に関する特例） 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

改正後	改正前
附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家	附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

改正後	改正前
家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 （連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第４５号議案関係）

１ 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の改正に伴い、当該省令に従って本市の条例で定める放課後児童支援員の資格（以下「資格」）に関する規定について、以下のとおり改正を行うものである。

２ 改正の内容

(1) 資格に関する規定の趣旨の明確化（第１０条第３項第４号関係）

現行の運用に合わせて、教員免許状を取得した後の更新の有無にかかわらず、教員免許状を有することをもって、資格となることを明確に規定する。

(2) 資格の新設（第１０条第３項第５号及び第１０号関係）

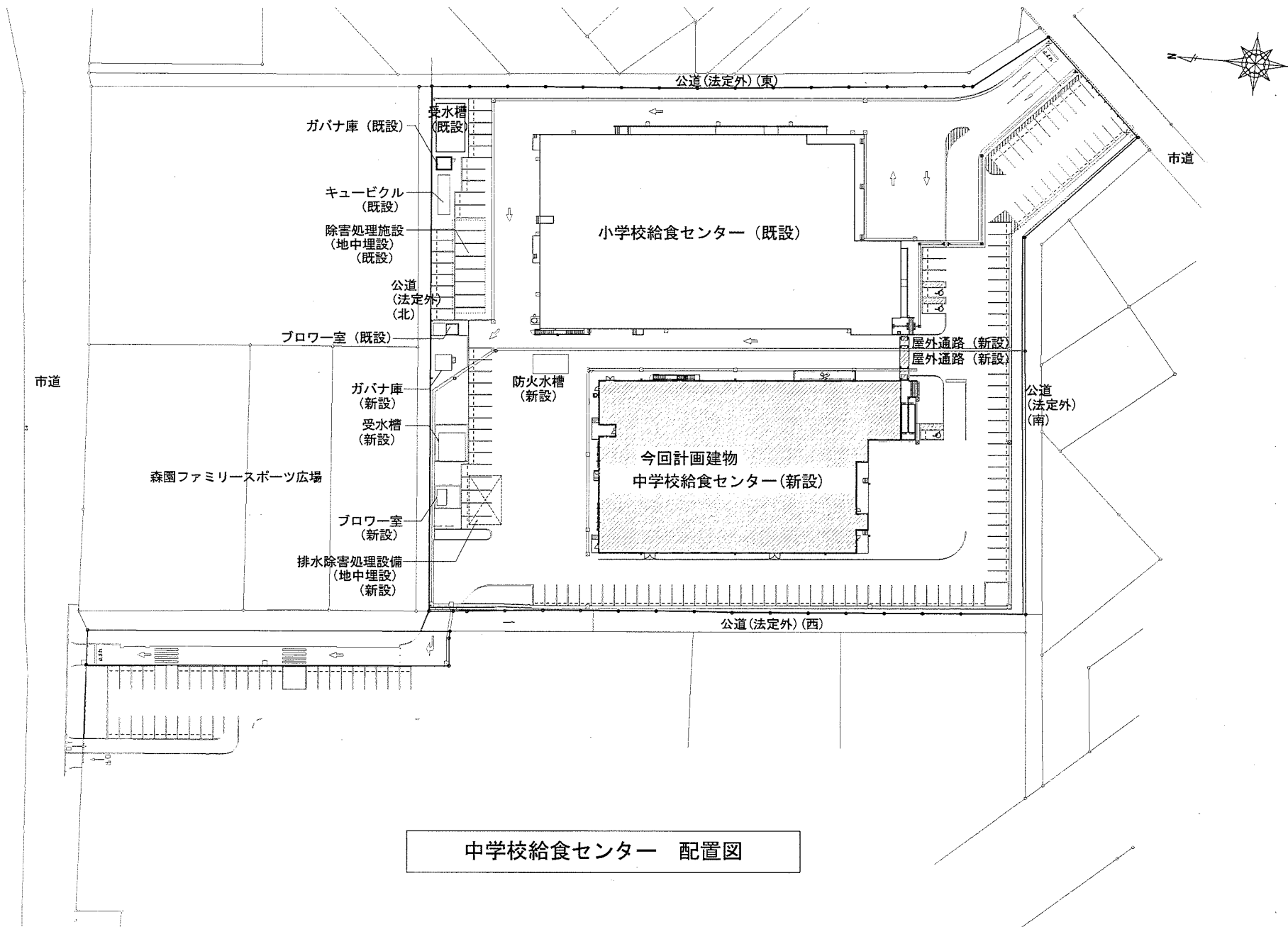
- ① 学校教育法(昭和２２年法律第２６号)の改正による専門職大学の創設に伴い、専門職大学の前期課程を修了した者を追加する。
- ② ５年以上の実務経験がある者であって、市長が適当と認めたものを追加する。

３ 施行日

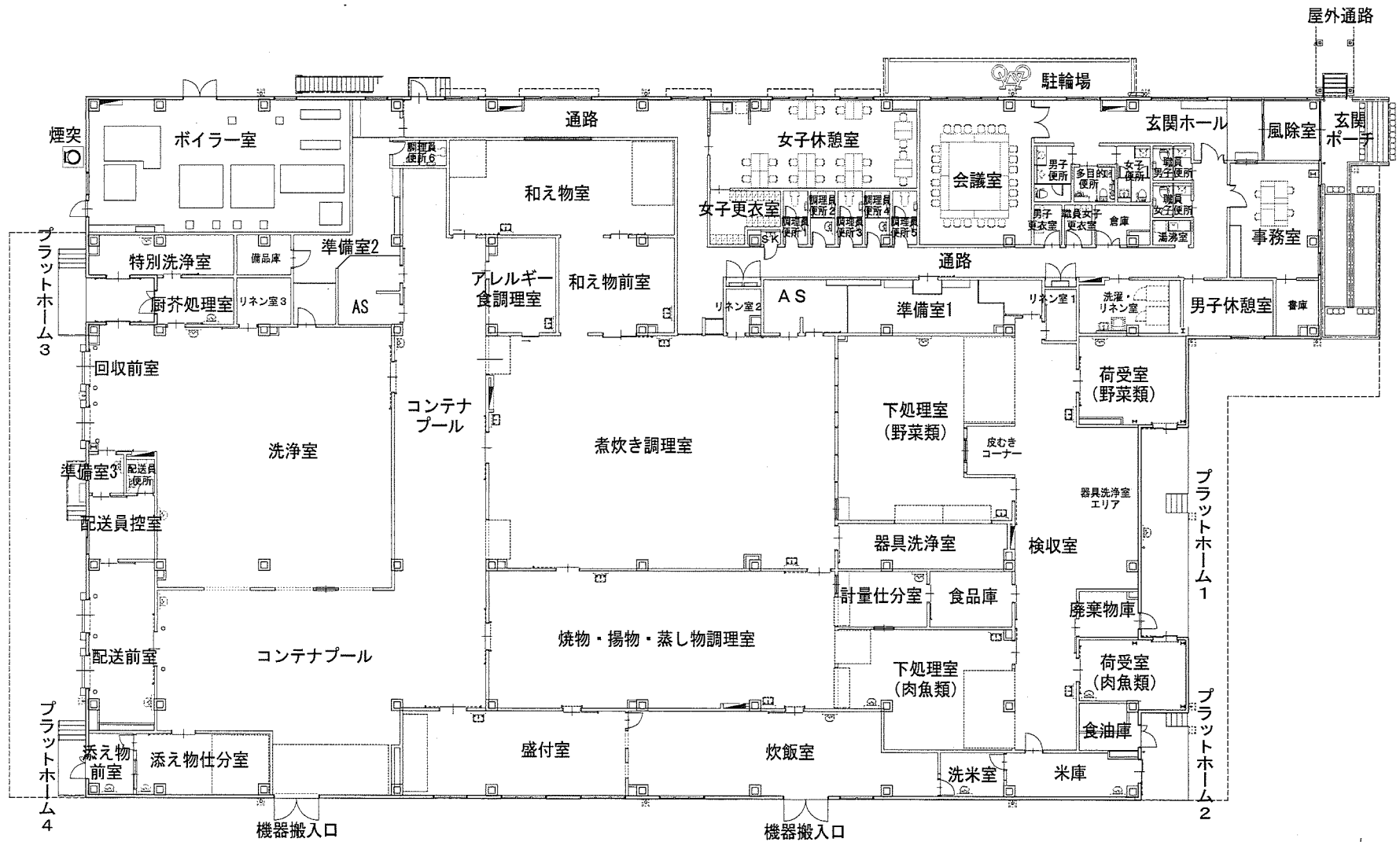
公布の日（２の(2)の①は、平成３１年４月１日）

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

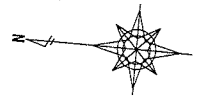
改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） (6)～(9) 略 (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの 4・5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(9) 略 4・5 略



中学校給食センター 配置図



中学校給食センター 平面図



大村市学校給食センター条例（新旧対照表）

改正後	改正前										
（名称及び位置） 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大村市小学校給食センター</td><td>大村市森園町1564番地2</td></tr> <tr> <td>大村市中学校給食センター</td><td>大村市森園町1564番地5</td></tr> </table>	名称	位置	大村市小学校給食センター	大村市森園町1564番地2	大村市中学校給食センター	大村市森園町1564番地5	（名称及び位置） 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大村市小学校給食センター</td><td>大村市森園町1564番地2</td></tr> </table>	名称	位置	大村市小学校給食センター	大村市森園町1564番地2
名称	位置										
大村市小学校給食センター	大村市森園町1564番地2										
大村市中学校給食センター	大村市森園町1564番地5										
名称	位置										
大村市小学校給食センター	大村市森園町1564番地2										

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の改正概要（第47号議案関係）

1 改正の理由

平成30年9月23日からナイトレースを開始することに伴い、モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員（以下「従事員」）に対しナイトレース手当を支給するため、以下のとおり改正を行うものである。

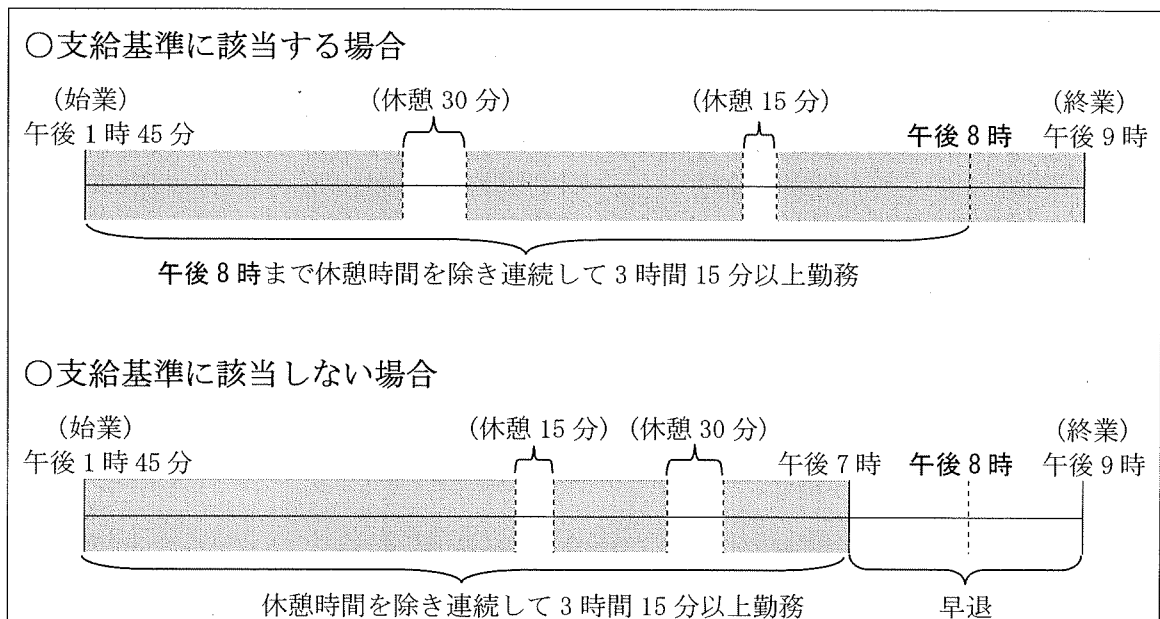
2 改正の内容

(1) 手当の種類追加（第3条関係）

手当の種類にナイトレース手当を追加する。

(2) ナイトレース手当の支給基準の追加（第8条の2関係）

ナイトレース手当は、ナイトレースの開催日又は前日検査の日に勤務を命ぜられた従事員であって、午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間（6時間30分）の2分の1以上勤務したものに対して、その勤務した日について支給する。



3 施行日

平成30年9月22日（最初の前日検査の日）

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 略 2 略 3 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、年末年始手当、薄暮レース手当、ナイターレース手当、期末手当及び退職手当とする。 (ナイターレース手当) 第8条の2 ナイターレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日として管理者が定める日（以下この条において「開催日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において同じ。）の日に勤務を命ぜられた開催時臨時従事員（前日検査の日にあつては、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であつて、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したもののに対して、その勤務した日について支給する。	(給与の種類) 第3条 略 2 略 3 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、年末年始手当、薄暮レース手当、期末手当及び退職手当とする。

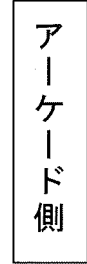
【地下1階平面図】

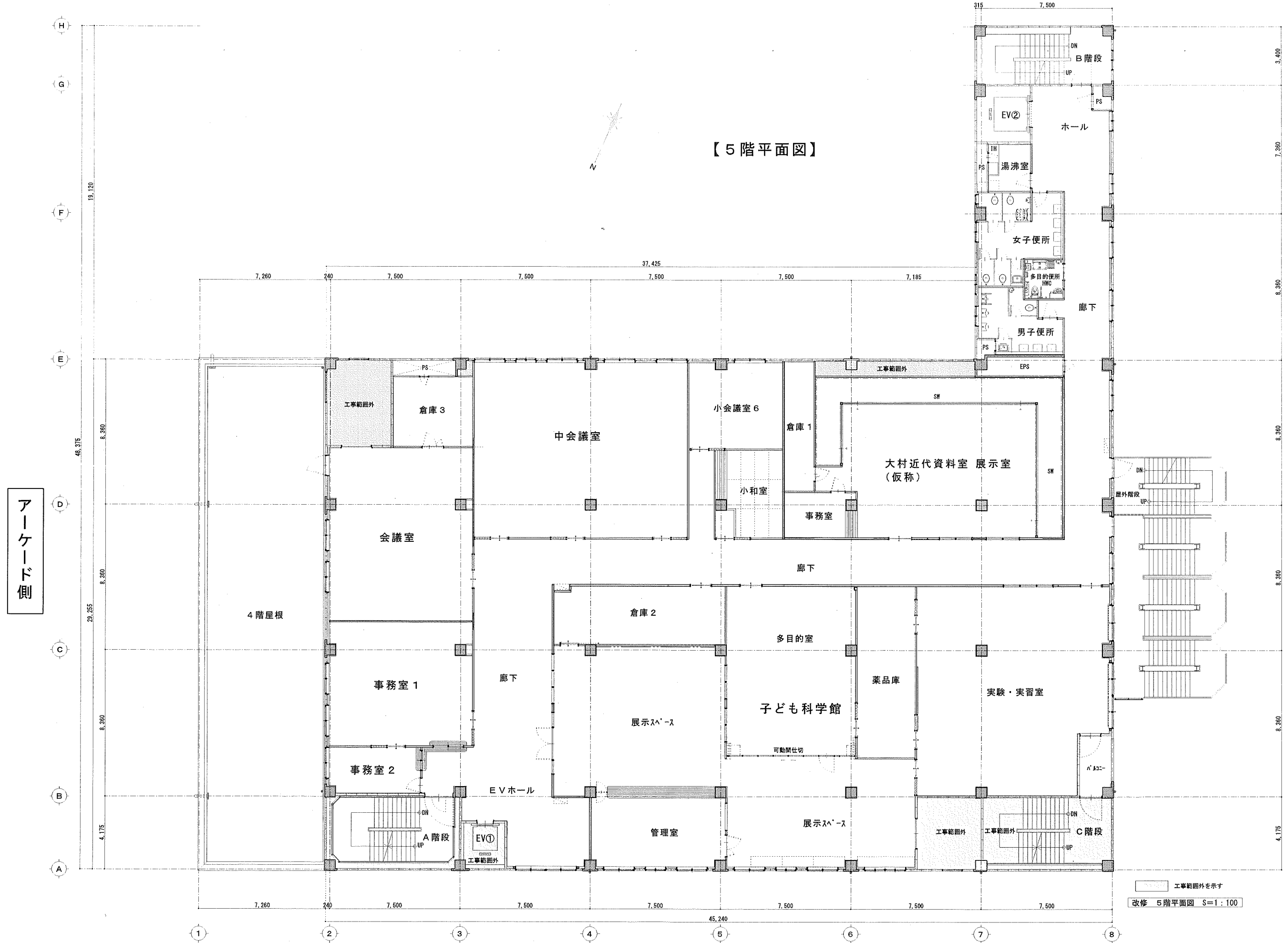
アーケード側



工事範囲外を示す
改修 地下1階平面図 S=1:100

特記事項	訂正・変更	大村市都市整備部建築課	日付 H29.10	工事名称 中心市街地複合ビル第2期改修建築工事 設計図	A 1 (A) 4 E P
			縮尺 1:100	図面名称 改修 地下1階平面図	図面番号





訂正・変更



大村市都市整備部建築課

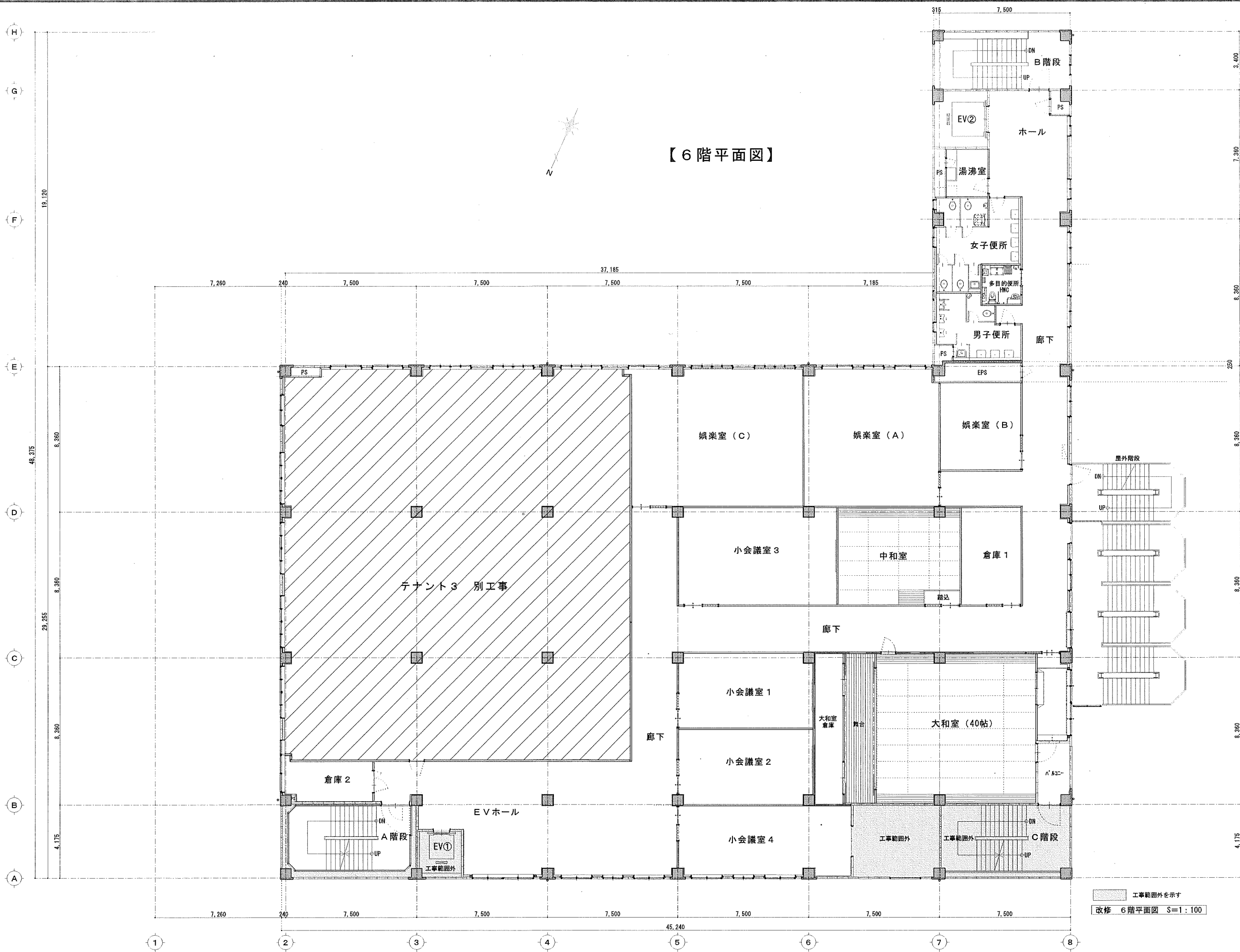
日付
縮尺 1:100

工事名称 中心市街地複合ビル第2期改修建築工事 設計図
図面名称 改修 5階平面図

A 1 (A) B E P
図面番号

アーケード側

【6階平面図】



訂正・変更



大村市都市整備部建築課

日付

縮尺

1:100

工事名称

中心市街地複合ビル第2期改修建築工事 設計図

図面名称

改修 6階平面図

図面番号

A 1

① A B C D E F G H

【7 階平面図】

アーケード側

屋上 (6 F 屋根)

工事範囲外を示す

改修 7 階平面図 S=1 : 100

訂正、変更



日付	
縮尺	

工事名

1	(A) S E P
图号	/

入札結果

一般

工 事 名		中心市街地複合ビル第2期改修建築工事					
開札日時		平成30年5月15日（火） 午後1時30分					
工事場所		大村市本町458番地2					
設計額（税込み）		421,034,760 円					
予定価格(税込み)		421,034,760 円					
予定価格(税抜き)		389,847,000 円					
最低制限価格（税抜き）		351,782,000 円					
決定金額(税抜き)		352,862,000 円					
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘 要	
1	平山・野中・森建設工事共同企業体	352,862,000	2			落札	
2	岡山・小森・里脇 特定建設工事共同企業体	337,778,000	1			最低制限価格未満	
3	富永・和間・田中特定建設工事共同企業体	359,565,000	5				
4	伸栄・瀬尾・ライトハウジング建設工事共同企業体	354,830,000	4				
5	高瀬・県央グリーン・西特定建設工事共同企業体	354,050,000	3				
選 定 理 由							
備 考							

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

入札結果

一般

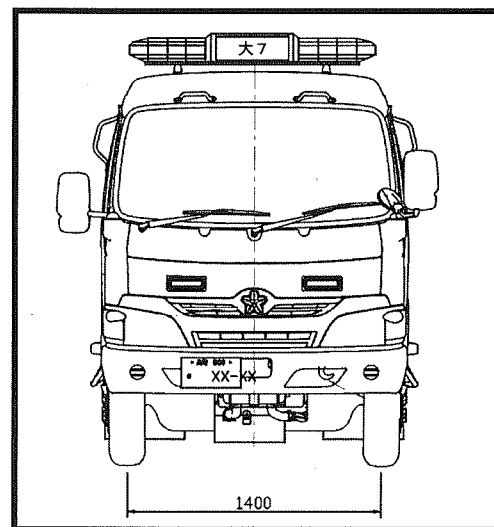
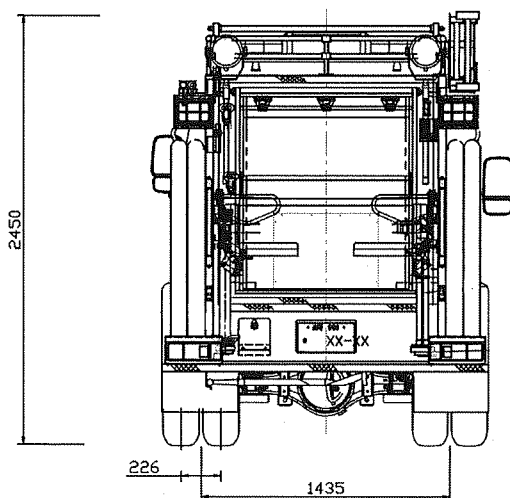
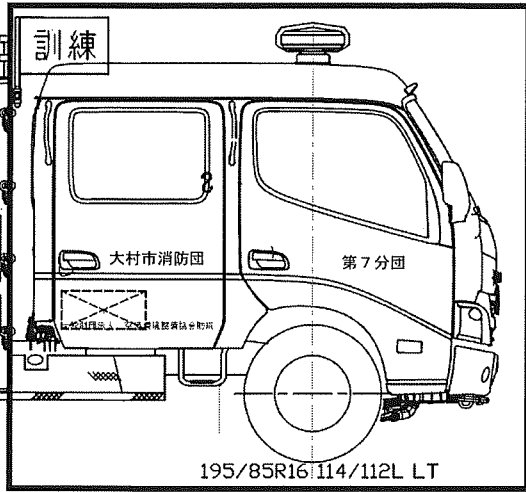
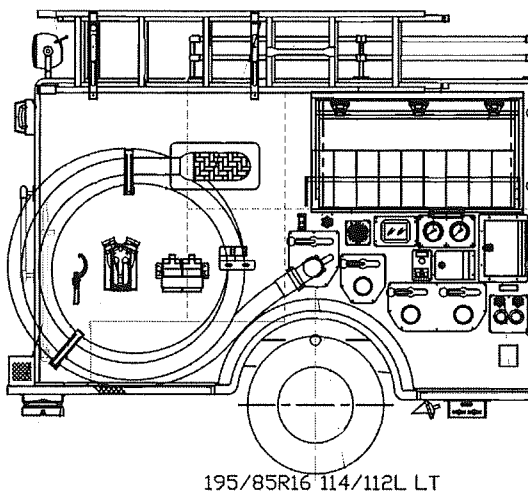
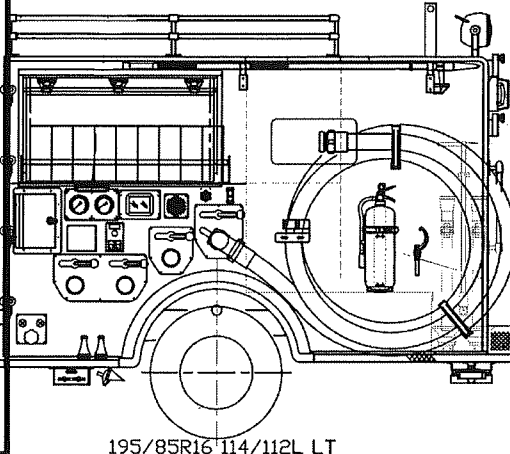
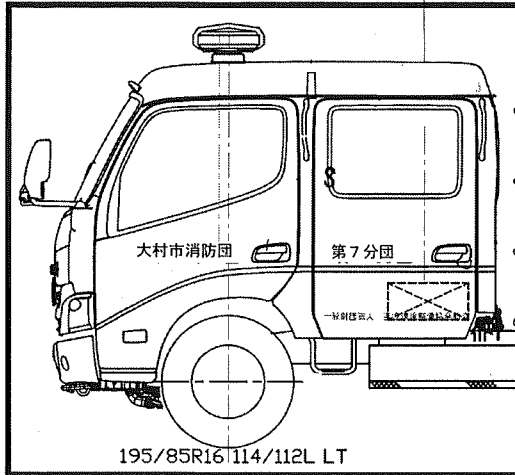
工 事 名		中心市街地複合ビル第2期改修設備工事					
開札日時		平成30年5月15日（火） 午後1時40分					
工事場所		大村市本町458番地2					
設計額（税込み）		208,880,640 円					
予定価格(税込み)		208,880,640 円					
予定価格(税抜き)		193,408,000 円					
最低制限価格（税抜き）		175,610,000 円					
決定金額(税抜き)		175,950,000 円					
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘 要	
1	九電工・共立水道建設工事共同企業体	178,750,000	4				
2	谷野・一路組建設工事共同企業体	176,800,000	3				
3	高瀬・正真特定建設工事共同企業体	175,950,000	2			落札	
4	九州テクノ・伸栄特定建設工事共同企業体	174,945,000	1			最低制限価格未満	
選 定 理 由							
備 考							

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

消防ポンプ自動車図面

0 助手席 2名 110kg 1100 後席 3名 165kg

※図内の四角で囲まれている部分の外装については、確定ではありません。



物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 平成30年5月23日(水) 午前11時45分 市役所第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	19,500,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	19,000,000			落札
3	(株)ツクモ 長崎営業所	3	19,800,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	4	20,000,000			
5	(株)長崎ユタカ	6	21,300,000			
6	ユニオン防災	5	20,150,000			
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

上記のとおり入札を執行しましたので
公表いたします。

平成30年5月23日

大村市長 園田 裕史

上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が
契約の申込みに係る金額である。

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正概要（第51号議案関係）

1 改正の理由

認知症対応型通所介護（いわゆる認知症デイサービス）等の地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、標準とし、又は参酌し、本市の条例で定めており、当該省令の一部を改正する省令が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、条例の改正を行うものである。

2 改正の内容

現在、指定地域密着型サービス事業者の指定をすることができる者は、法人と定めているが、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設している者を追加する。

指定地域密着型サービスの種類	指定をすることができる者	
	改正前	改正後
看護小規模多機能型居宅介護	法人	法人 病床を有する診療所 を開設している者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	法人	法人
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

※ 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問介護・看護」や「泊まり」を組み合わせ、サービスを提供することで、利用者を支援するサービス

3 施行日

平成30年4月1日

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者) 第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）に係る指定の申請に限る。）とする。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) 略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を	(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者) 第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第6条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4) 略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計

改正後	改正前
指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 (地域との連携等) 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 (指定夜間対応型訪問介護) 第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。） 、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境	画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 (地域との連携等) 第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46条第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2～4 略 (指定夜間対応型訪問介護) 第47条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。） 、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境

改正後	改正前
等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 略 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （従業者の員数） 第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同	等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。 2 略 （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針） 第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。 （従業者の員数） 第62条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同

改正後	改正前
じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略 第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

大村市国民健康保険条例の改正概要（第53号議案関係）

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➡	【改正後】
基礎課税額	54万円		58万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円		19万円
介護納付金課税額	16万円		16万円
課税限度額	89万円		93万円

2 低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

物価の上昇による影響で軽減対象者の範囲が縮小しないよう、低所得者に係る国民健康保険税の軽減基準額を引き上げるもの

【改正前】

$$\begin{aligned}
 &5\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額}(33\text{万円}) + 27\text{万円} \\
 &\quad \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \\
 &2\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額}(33\text{万円}) + 49\text{万円} \\
 &\quad \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})
 \end{aligned}$$



【改正後】

$$\begin{aligned}
 &5\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額}(33\text{万円}) + 27.5\text{万円} \\
 &\quad \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \\
 &2\text{割軽減基準額} = \text{基礎控除額}(33\text{万円}) + 50\text{万円} \\
 &\quad \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})
 \end{aligned}$$

特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

※モデルケース：被保険者数（世帯主を含む。）2人と特定同一世帯所属者1人の場合

	【改正前】	➡	【改正後】
5割軽減世帯の所得金額上限	114万円		115.5万円
2割軽減世帯の所得金額上限	180万円		183万円

3 施行日

平成30年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が580,000円を超える場合には、基礎課税額は、580,000円とする。 3・4 略 (保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には、580,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(課税額) 第11条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合には、基礎課税額は、540,000円とする。 3・4 略 (保険税の減額) 第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の

改正後	改正前
合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （特例対象被保険者等に係る申告） 第26条の2 略 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。	合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （特例対象被保険者等に係る申告） 第26条の2 略 2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

公用車の交通事故について（報告第3号関係）

1 経緯

(1) 専決第6号関係

平成29年12月21日午前9時頃、公用車を運転中の本市産業振興部非常勤職員が、小路口町224番地2付近の交差点を左折するため、公用車を当該交差点に進入させたところ、当該交差点を右折すべきであったことに気付き、公用車を停止させた。

その後、当該交差点を右折するため、当該職員が公用車を後進させたところ、後方の■■■■氏（以下「運転者」という。）が運転する■■■■氏（以下「所有者」という。）所有の小型乗用車（以下「乗用車」という。）に気付かず、公用車の後方部分と乗用車の前方部分を接触させ、運転者に頸部捻挫及び腰部捻挫の怪我を負わせた。

(2) 専決第7号関係

上記(1)の事故により、乗用車のフロントバンパー等に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員が後方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、運転者及び所有者と事後措置について協議を行い、それぞれ下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

(1) 専決第6号関係

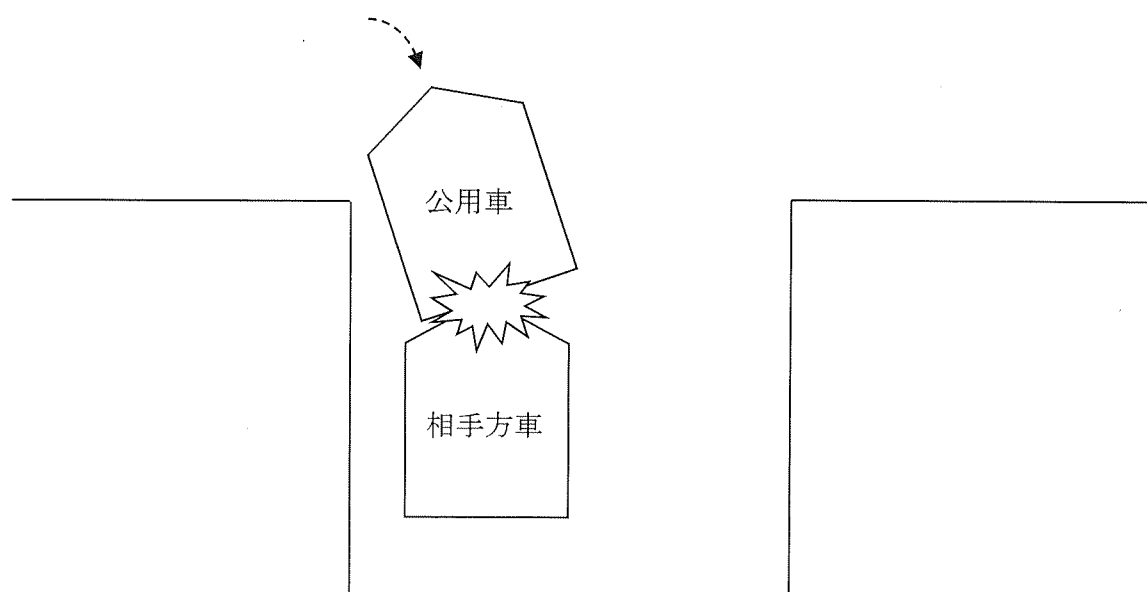
大村市は、運転者に対し、治療費等の全額47,928円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

(2) 専決第7号関係

大村市は、所有者に対し、乗用車の修理費等の全額104,029円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



広域農道上の自動車破損事故について（報告第4号関係）

1 経緯

平成30年3月24日午前5時47分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通乗用車が広域農道多良岳西部線を走行中、道路上に落ちていた石に乗り上げ、車体の底面を損傷した。

2 事故の原因及び処理

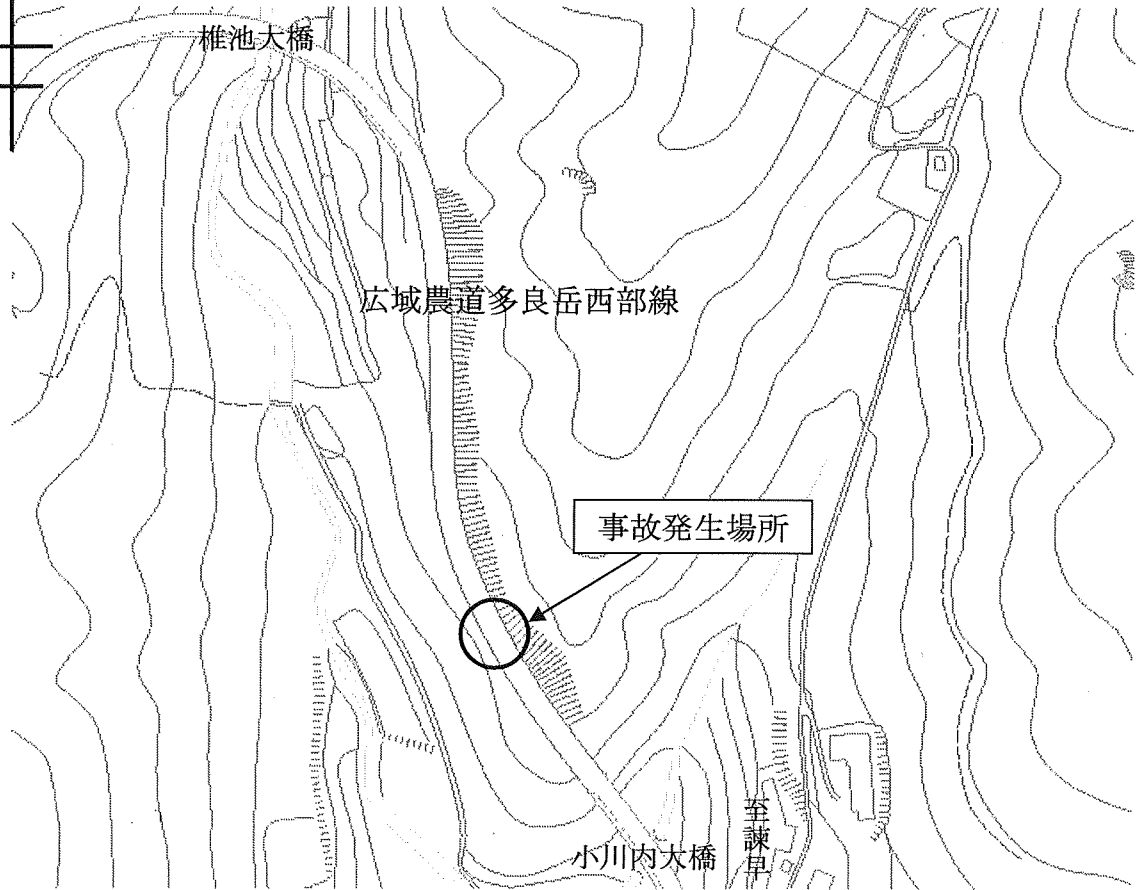
事故の原因は、広域農道ののり面から落下したと思われる石の発見が遅れ、石の除去等の安全対策を講じていなかったためである。

なお、事故の現場を確認した際、この石は道路上から除去されていた。

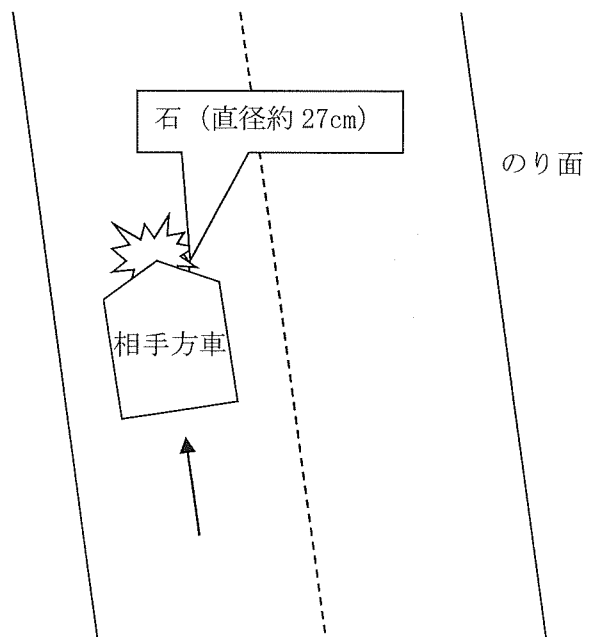
3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費のうち300,000円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

4
+



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (側面図)

